

「化学物質管理強調月間」が創設されました

スローガン『正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう』

令和7年2月1日～28日（第1回）

兵庫労働局労働基準部健康課

化学物質の自律的管理に関する改正法令が、令和6年4月から全面的に施行されました。
新たな規制の対象となる化学物質（リスクアセスメント対象物）は、令和8年4月にかけて順次拡大し、合計で約3,000物質程度が指定される予定です。

当該改正法令は業種・規模を問わないことから、今後、化学物質管理の経験の少ない**飲食業・清掃業・理美容業等の第三次産業**においても自律的な管理が求められます。

改正法令による「自律管理」への移行、また、幅広い産業に適用されることを契機に、厚生労働省及び中央労働災害防止協会が主催する「化学物質管理強調月間」を創設し、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図ることとします。なお、化学物質管理活動の定着の為、当該月間は令和7年2月を第1回とし、毎年2月に実施いたします。



講演会 開催決定

【R6.4.1改正法令施行】職場に潜む化学物質の危険性
～飲食・清掃業を含むすべての業種が対象です～

講師

伊藤

昭好

氏

（独）労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所
化学物質情報管理研究センター 化学物質情報管理部
特任研究員(元 化学物質情報管理研究センター長代理)

講演

化学物質管理の転換点
～事業場が今すべきこと～

2月10日（月）午後2時～午後4時30分

@神戸クリスタルホール（神戸市中央区東川崎町1-1-3 3階）

主催：兵庫労働局 / （一社）兵庫労働基準連合会

後援：兵庫県



先着200名

※受付フォーム
（受付は、1月1日から2月5日までです。）